

入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分			令和7年 3月まで	令和7年 4月から
住民税課税世帯（※1）			490円	510円
住民税 非課税世帯	過去 12か月以内 の入院日数	90日まで	230円	240円
低所得者Ⅱ		91日以上 （※2）	180円	190円
低所得者Ⅰ			110円	

※1 指定難病患者の方など、一部の方については300円の場合があります。

※2 長期（90日を超える）入院をしている場合の負担額の変更には申請が必要です。